

埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一及び別表第一の二に規定する知事が別に定める額（令和二年三月三十一日告示第
二百九十二号）

最終改正:

改正内容:令和二年三月三十一日告示第2092号

○埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一及び別表第一の二に規定する知事が別に定める額
令和二年三月三十一日告示第2092号

埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)別表第一の自立訓練及び短期入所の項並びに別表第一の二の
身体検査(試験検査を除く。)の項及びツベルクリン反応検査及び予防接種の項の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、令和三年四月一
日から施行する。

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号(埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について)は、令
和三年三月三十一日限り、廃止する。

区分	金 額
自立訓練及び短期入所	一人一日につき 二八〇円
身体検査(試験検査を除く。)	一回につき 三、一六〇円
ツベルクリン反応検査及び予防接種	平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号の表のツベル クリン反応検査及び予防接種の項の中欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ同項の下欄に掲げる金額

備考 次の各号に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の金額は、所定の金額にそれぞれ当該各号に定める金額を加えたも
のとする。
一 三歳未満の者 二、二五〇円
二 三歳以上六歳未満の者 八二〇円